

議 事 日 程

開議日時 令和5年12月12日(火)午前10時

- 第1 請願の付託及び陳情の回付
- 第2 請願審査結果について(環境福祉委員会)
- 第3 議第136号ないし議第145号、議第130号、議第131号、議第146号、議第147号及び議第149号 令和5年度京都市一般会計補正予算 ほか14件(予算特別委員長報告)
- 第4 議第109号、議第116号、議第134号及び議第135号 京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を廃止する条例の制定について ほか3件(総務消防委員長報告)
- 第5 議第111号及び議第132号 京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ほか1件(環境福祉委員長報告)
- 第6 議第110号、議第118号ないし議第125号、議第133号及び議第148号 京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について ほか10件(文教はぐくみ委員長報告)
- 第7 議第112号ないし議第115号、議第117号及び議第126号ないし議第129号 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか8件(まちづくり委員長報告)
- 第8 議第150号 令和5年度京都市一般会計補正予算
- 第9 議第151号 京都府公安委員会委員の推薦について
- 第10 諮第25号 人権擁護委員の推薦について
- 第11 諮第26号 人権擁護委員の推薦について
- 第12 諮第27号 人権擁護委員の推薦について
- 第13 諮第28号 人権擁護委員の推薦について
- 第14 諮第29号 人権擁護委員の推薦について
- 第15 諮第30号 人権擁護委員の推薦について
- 第16 市会議第27号 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定について
- 第17 市会議第28号 AYA世代がん患者への支援を求める意見書の提出について
- 第18 市会議第29号 認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出について
- 第19 市会議第30号 政治資金規正法の厳格化に向けた議論を求める意見書の提出について
- 第20 市会議第31号 企業・団体献金の全面禁止に向けて政治資金規正法の改正を求める意見書の提出について
- 第21 市会議第32号 パーティー券購入も含めた企業・団体献金全面禁止を求める意見書の提出について
- 第22 市会議第33号 汚染水(アルプス処理水)の海洋放出の中止を求める意見書の提出について
- 第23 市会議第34号 北陸新幹線京都地下延伸計画の中止を求める意見書の提出について
- 第24 市会議第35号 大企業の内部留保を活用し抜本的な賃上げ対策を求める意見書の提出について
- 第25 市会議第36号 日本トータルテレマーケティング株式会社による新型コロナウイルスワクチン接種業務の不正請求に関する全容解明と厳正な対応を求める決議について
- 第26 市会議第37号 子ども医療費支給制度の更なる拡充を求める決議について
- 第27 市会議第38号 子どもの医療費支給制度の18歳まで完全無償化を求める決議について
- 第28 市会議第39号 子どもの医療費支給制度の18歳までの拡充を求める決議について
- 第29 市会議第40号 実施方式を含む全員制中学校給食のより丁寧な検討を求める決議について
- 第30 市会議第41号 学校調理による全員制中学校給食を求める決議について
- 第31 議員の派遣について

~~~~~  
〔午前10時1分開議〕

**議長(西村義直)** これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

本日の会議録署名者を指名いたします。久保田正紀議員と西山信昌議員とにお願いいたします。

**議長（西村義直）** この場合、議長から一言申し上げます。

パレスチナ自治区ガザ地区における平和の実現についてであります。パレスチナ自治区ガザ地区で続くイスラム組織ハマスとイスラエル軍との衝突により犠牲となっているのは、イスラエル、ガザ地区双方の一般市民であり子供たちであります。世界が深く懸念するこの人道危機に対し、平和都市宣言を行った自治体の議会として、平和を希求してやまない全ての京都市民と共に、一刻も早い恒久的な停戦を求めるものであり、ここに表明いたします。

この場合、更に議長から御報告申し上げます。市長から調停の申立てについての専決処分の報告が参っております。この写しはお手元に配付いたしておきました。

次に、人事委員会から議第146号、議第147号及び議第149号京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について、ほか2件、以上3件に関する意見書が提出されました。この写しは、お手元に送付いたしておきました。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、**請願の付託及び陳情の回付**を行います。

今回受理いたしました請願2件及び陳情6件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託又は回付いたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第2、**請願審査結果**についてを議題といたします。

委員会報告書は配付いたしておきました。

これより表決を採ります。本件は、環境福祉委員会報告書のとおり、2件を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本件は、環境福祉委員会報告書のとおり決しました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第3、**議第136号ないし議第145号、議第130号、議第131号、議第146号、議第147号及び議第149号令和5年度京都市一般会計補正予算、ほか14件、以上15件を一括議題**といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、みちはた弘之議員。

〔みちはた予算特別委員長登壇（拍手）〕

予算特別委員長（みちはた弘之） 本委員会に付託されました議第136号令和5年度京都市一般会計補正予算ほか14件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月30日の本会議で付託を受け、12月4日に、第1分科会では行財政局、総合企画局、保健福祉局及び消防局に対して、第2分科会では文化市民局、子ども若者はぐくみ局、都市計画局、建設局及び教育委員会に対して、第3分科会では交通局及び上下水道局に対してそれぞれ質疑を行い、7日に各分科会の報告を受けた次第であります。

今回の補正予算は、市税の予算額からの増収分や令和4年度決算の黒字等を活用し、子育て・教育環境の更なる充実、洛西地域をはじめとした持続可能な地域づくりの推進といった人口減少対策を一気呵成に進めるほか、人事委員会勧告等を踏まえた給与改定などを行う一方、新型コロナウイルス感染症対策事業の過不足調整を行うことにより、総額7億3,400万円を減額補正しようとするものであります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、補正予算全般に関しては、財政に関する情報をしっかりと発信していく必要性、令和4年度決算の黒字分を市民負担の更なる軽減や行財政改革で削られた福祉施策の見直しに活用する考えなどについて質疑や御意見があったほか、持続可能な子育て・教育環境の整備に備えた基金積立てに関しては、公共施設等整備管理基金へ今回積み立てる25億円の算定根拠、全員制中学校給食の実施に向けた基本設計の予算さえも計上されていないタイミングで基金に積み立てることへの疑問、基金の積立てや取崩しを行う際は透明性を持って対応する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、子育て・教育環境の更なる充実、洛西地域をはじめとした持続可能な地域づくりの推進等による人

口減少対策の推進についてであります。

まず、洛西“SAIKO”プロジェクトの推進に関しては、洛西“SAIKO”プロジェクトを推進する意義、洛西“SAIKO”サポーターに登録するメリットを周知する必要性、境谷公園及び大蛇ヶ池公園における遊具新設に係る予算の内訳、公園トイレのリニューアルにおいて安全対策を講じる必要性、洛西ニュータウン内の街路樹のせん定・伐採及び根上り解消を行う今回の補正予算額に対する認識、京都市交流促進・まちづくりプラザで培ったノウハウをいかした取組の具体的内容、洛西ニュータウンの活性化に係る庁内若手職員チームの取組内容、若者・子育て世帯へのPRに当たっては動画などの工夫も取り入れながらSNSの活用を注力する必要性、既存の公共交通のPRよりもバスの均一運賃区間の拡大による利便性向上を優先すべきとの指摘、病院への通いやすさなど長寿社会に適用できるような既存の交通網を充実させる必要性、既存の公共交通の周知のみならず新たな交通体系の検討にも予算を投じる考え、組立式屋台の素材として市内産木材を使用する必要性、交流人口の創出に主眼を置いた一過性のイベントでは人口減少を抑制できないとの指摘、洛西“SAIKO”プロジェクトに係る個々の取組を連動させ洛西地域の盛上げにつなげる必要性、民間が主体の地域活性化の取組を洛西地域以外にも広げていく必要性、洛西“SAIKO”プロジェクトが目指す方向性を全局で共有して取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトの推進に関しては、整備する児童遊園の箇所数及び選定方法、新設する公園遊具に係る地域からの要望状況、国の有利な財源を活用するなど洛西地域だけでなく市内全域の公園遊具を更新するための予算確保に努める必要性、子供が安心して遊べるよう禁止事項や利用マナーの啓発に努める必要性、人口減少対策やこどもまんなか社会の実現の視点を踏まえた今後の公園整備の進め方などについて質疑や御意見がありました。

次に、東部クリーンセンター跡地活用の推進に関しては、土壌調査をこのタイミングで実施すると判断した理由、事業者の決定方法を含めた表層調査の具体的な実施方法、表層調査の結果を見える化し地域ぐるみで跡地活用を進める必要性、土壌汚染が確認された場合に対策費用を負担する主体及び活用方針の決定時期の見通し、活用方法について地元から様々な意見が上がっている状況を踏まえて売却ではなく市民のための活用を検討する必要性、東部クリーンセンターの稼働停止後活用されないまま10年が経過したこのタイミングでしっかりと予算を投入して速やかに進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、民間保育園等への人件費等補助金の充実に関しては、令和4年度の制度再構築における課題及び今回の改定内容、今回の補助制度拡充の効果を各園に分かりやすく示す必要性、令和4年度の制度再構築が保育士給与の引下げにつながったとの指摘、令和4年度の制度再構築で削減した13億円を元に戻したうえで改めて補助制度の在り方を検討すべきとの指摘、制度に対する各施設の理解が進むよう丁寧な説明を継続する必要性、各施設に求める事務の簡素化や効率化を更に進める必要性、安定的な保育のために補助制度拡充と併せて子供に向き合う保育士に丁寧で明確なアドバイスを提供する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、職員給与改定については、安定的に公務を運営していくためにも有能な人材の確保や若手職員の離職防止などに向けて適切な勤務条件を確保する必要性、行財政改革の集中改革期間中に職員の給与カットを打ち切る一方で市民負担を引き続き求めることは不誠実であるとの指摘、今回の給与の引上げでは現在の異常な物価高騰に対応できる処遇改善になっておらず不十分であるとの指摘、給与改定による処遇改善や採用活動の強化などにより市バス運転士の確保に努めるとともに民間と協働しバス運転士の担い手不足に今後もしっかりと取り組む必要性、節水型社会による収入減の見込みや段階的な管路更新を控える状況において今回の給与改定が上下水道事業の経営に与える影響、教員同士が互いにフォローし合える職場環境を構築する必要性、会計年度任用職員の給与に対しても遡及改定されるよう検討する必要性、全ての職員が生き生きと働ける勤務環境や勤務条件の確保に向け実態を踏まえて適切な処遇改善を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

そのほか、児童手当制度拡充に伴うシステム改修に関しては、児童手当の拡充が及ぶ範囲及び新たに支給対象となる世帯数などについて質疑や御意見があったほか、新制度幼稚園への損害賠償に関しては、組織的にミスを防止する体制を構築する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業の過不足調整に関しては、感染の再拡大が今後発生した場合の影響、介護施設等サービス継続支援事業の補助対象となる経費及び増額補正する理由、5類移行後も医療機

関への支援を継続する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、共産党、公明党、立憲民主党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属2名の委員は、いずれも原案に賛成する。維新・京都・国民議員団は、議第136号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第136号については多数をもって、残余の議案14件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。小島信太郎議員。

〔小島信太郎議員登壇（拍手）〕

小島信太郎議員 維新・京都・国民市会議員団は、議第136号5年度一般会計補正予算案に反対の態度を示しておりますので、会派を代表して討論を行います。

本補正予算案には、例年発せられる人事委員会勧告を受け、本市における職員の給与と期末勤勉手当を増額する内容が含まれます。我が会派の議員から、これまで職員の給与の増額については、他都市との比較、また本市の財政状況に鑑み慎重であるべきとしてきました。しかしながら、この間の収支が改善をしている点、他方で急激な物価高騰が職員の生活にも深刻な影響を及ぼしている点に考慮し、何より社会全体として給料が上がる方向を示していくためにも、現状として職員の給与の増額に反対する意思はありません。そのため、議第146号、147号及び議第149号には賛成をいたしております。

ただ、行財政改革計画策定時に、職員の給料減額により財政調整基金を総額50億円積み立てるといった方針が示されていたことに対し、本補正予算はその目標未達成のままやむやにするものであり看過できないと判断いたしました。過去の委員会質疑の中では、目標が未達のうちに人事委員会勧告による給料増額があれば、その分はカットするとしっかり答弁があったにもかかわらず、想定を上回る人件費削減効果を目指額に加えて達成したということ。今回、人事委員会による増額の勧告を受けても減額の条例を出すことはしないという判断。それらについて後出しと言えるタイミングで、本補正予算案の解説過程で説明を受けたことについても疑問を持たざるを得ません。若手の離職や人材確保の観点から待遇改善が必要なことはよく理解をしておりますが、市民のため、京都市のためと働く職員の皆さんにやりがいを持っていただくためには、市政に対する市民理解は不可欠なはずで、行財政改革について、市民負担ばかりだけではなく職員も痛みを分かち合うことの意識を持つことで、庁内での行財政への関心、改革への機運も高まっております。現に、行財政局からの繰返しの事業見直し要望に応える所属も随分と増えてきて、そのおかげで各所における節減・削減が少しずつ成果を上げていると聞き及んでおります。

繰返しになりますが、給料の増額そのものに反対はいたしません。しかし、ここで改革の趣旨をゆがめてしまつては、これまでの2年度で積み重ねてきた全職員の努力に水を差すことになり、認めることはできません。本補正予算には、全員制中学校給食実施のための財源積立てや公園の魅力向上に資する取組など、応援すべき予算も含まれております。本市におきましては、行財政改革計画策定当初の方針を貫徹し、市民理解を得たうえで職員の給料増額を行うために、昨年度同様に給与減額を合わせた形で早期に補正予算を提案し直していただくことを求めまして討論を終わります。

御清聴いただき誠にありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） 次に、平山たかお議員に発言を許します。平山議員。

〔平山たかお議員登壇（拍手）〕

平山たかお議員 自民党京都市会議員団は、議第136号一般会計補正予算ほか、その関連議案に対し賛成をするとの立場を表明しておりますので、私は議員団を代表しその理由を述べ討論といたしたいと思っております。

今回の補正予算には、職員給与の引上げが含まれております。言うまでもなく、公務員は労働三権に一定の制約が課せられているため、人事委員会勧告制度が設けられております。人事委員会は、毎年、市内民間

従業員の給与水準を調査し、その結果に基づいて民間と均衡させるように勧告が行われ、この勧告制度を通じ職員の適正な処遇を確保することは、市民の皆様のための公務の安定的な運営を確保するうえでの基盤となるものであり、尊重されなくてはならないものであります。さらに、今、物価高騰という厳しい波にさらされているのは、市民の皆様はもちろんのこと職員の皆様も同様であります。すなわち今般の人事委員会勧告で給与を引き上げるように勧告がなされたことは、我が会派としても尊重すべきものだと思っております。

加えて、我が党は国を挙げ、新しい資本主義の下、持続的に賃金上がる構造的な賃上げに取り組んでおり、この物価高騰の状況を奇貨として、賃金上がり、そして緩やかなインフレの下に経済成長を果たすことができる世の中を作っていくなくてはなりません。合成の誤びゅうという経済学の考え方があります。ミクロの視点で見れば正しいものも、マクロで見れば間違った結論を導き出すという考え方です。例えば、財政が悪いから公務員の給与を削減するということは、一見すると正しく見えますが、給与を削減したらその分経済活動が落ち込む。そうすると景気や経済状況が悪化する。となると企業の業績などが落ち込む。そして税収減となる。するとまた財政悪化につながり、そして公務員の給与を削減しろという、正に負のスパイラルに陥る訳であります。いい加減そのような負のスパイラルに陥る議論はやめようではありませんか。皆様の賃上げを果たし、失われた20年と呼ばれるこのデフレ社会からの完全脱却を果たすため、本議案の議決をその第一歩にしようではありませんか。

加えて、今回の補正予算には、民間保育園等への人件費等補助金の充実のため4億円の増額が計上されております。この新制度については、我が自民党議員団は、コロナ禍で厳しい保育が行われてきた運用開始前から、いわゆる保育三団体やその会員園の設置者・園長の方々から、現場の多種多様な御意見や御要望を多数頂き、それを踏まえ、内容について市会において議論を重ね、人件費補助金における収入認定額からの控除割合6.5パーセントを現在の1.5倍以上となる10パーセントに拡大し、各園の課題に応じた対応を可能としたものであります。今回の拡充を通じ、保育園等の安定的な運営の支援につなげていかななくてはなりません。

今後とも、子供の最善の利益を尊重した保育の推進のため、国の制度に対する具体的な要望を重ねるとともに、長年培われてきた京都の保育のトップランナーであった、その歴史を踏まえたイノベーション推進に取り組むことを求めます。また、来年4月から適用される定員変更ルールの再見直しの実現をはじめ、現状に即応できる制度の充実・発展による課題解決も併せて求め、そのために我々自由民主党京都市会議員団も力を尽くしてまいることをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。

御清聴いただき誠にありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直）次に、くらた共子議員に発言を許します。くらた議員。

〔くらた共子議員登壇（拍手）〕

くらた共子議員 日本共産党議員団は、議第136号から議第147号及び議第149号、令和5年度一般会計補正予算案ほか12件に賛成の態度を表明しております。私は議員団を代表し、その理由を述べ討論いたします。

賛成する理由は、京都市職員給与及び教職員給与を人事委員会勧告に基づき、3年ぶりに引き上げるために26億1,200万円を補正する内容だからです。人事委員会制度は労働基本権制限の代償措置であり、その勧告に従うのは当然のことです。とりわけこの間、本市における若手職員の退職が相次ぐなど課題が明らかとなっております。公共の福祉を増進する自治体の役割を果たすという職責を担う公務の継続と発展は重要であります。職員が市民全体の奉仕者としての職務を担うことにやりがいを感じられ、労働に応じた正当な報酬を保障することが今ほど必要なときはありません。

教職員給与においては9億2,100万円の補正により月例給で0.95パーセント、月額3,770円の引上げと期末・勤勉手当は4.40月を4.50月に0.10月の増額とするもので必要なものです。この間の空前の教員不足は京都市の教育の土台を揺るがす大問題であります。処遇の基本となる教職員給与を保障し、教師の過重負担を軽減すること、そのためにも教職員の抜本的増員と少人数学級の推進が必要であります。また、常勤職員は今年度に遡及して支給されますが、会計年度任用職員についても同様に遡及適用とする必要があります。

民間保育園等への人件費等補助金の充実で4億円の補正を行うとしていることについて、その内訳は、人件費補助金の控除率6.5パーセントを10パーセントに拡大するための3億8,000万円と休日保育を実施する6園への控除率の拡大2,000万円となっております。京都市が民間保育園の保育士等の人件費に対する補正が必

要とした原因は、京都市が再構築した補助金制度の問題にありました。質疑を通して、保育士に支払われる一時金がカットされた事実があることを担当理事者は認めましたが、この重大な事実に対する対策が保育関係者から切実に求められています。人件費補助金の控除枠を拡大しても追加の補助金が充当されない園があることや、追加の補助金が数万円にとどまる園も多数であることが明らかでありますから、4億円の補正だけで保育士等の処遇の後退という重大問題は解決できません。令和5年度予算で削減した13億円を速やかに復活し、保育士等の給与や一時金を保障するべきであることを厳しく指摘します。市民の健康や教育、保育に必要な予算をコストカットなどとして公共性を崩してきたことの問題は明らかであります。公共の福祉を担う現場の職員の処遇をしっかりと引き上げ、確保することにより、市民に対するサービスを維持向上させることこそ京都市に求められています。

次に、重点化された洛西“SAIKO”プロジェクトについて、公園等の魅力を向上させるために遊具を充実し、トイレをリニューアルすることなどは求められていることです。この洛西ニュータウン等で行われているリニューアル事業や公園の管理・修繕を既に老朽化している市内全体の公園に広げることを求めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策で、介護施設などにおける掛かり増し経費の必要分を増額補正することも必要なことです。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類へと変更されましたが、感染力そのものが低減したということではなく、重症化や後遺症のリスクがなくなったわけでもありません。医療機関では引き続き感染症対策が実施されています。これまで感染拡大時にベッドを確保し、感染症患者の受入れに協力してきた医療機関では、空床加算が廃止されたことに伴い、厳しい経営状況となっています。今後の新たな感染症対策を視野に入れ、各医療機関が安心して市民の命を守る役割が果たせるよう新たな支援が必要であります。

最後に、全員制中学校給食に向けて25億円の公共施設等整備基金への積立てが計上されました。長年市民が求め続けてきたのは、小学校のような温かくておいしい全員制の中学校給食であります。学校調理方式でこそこれを実現できます。京都市が自治体の本旨である住民福祉の向上を図るために努力することを強く求めて、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第136号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案14件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第4、議第109号、議第116号、議第134号及び議第135号京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を廃止する条例の制定について、ほか3件、以上4件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、田中たかのり議員。

〔田中総務消防委員長登壇（拍手）〕

**総務消防委員長（田中たかのり）** 本委員会に付託されました議第109号京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を廃止する条例の制定について、ほか3件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月30日の本会議において付託を受け、12月5日に、議第109号及び134号の2件については行財政局に対し、議第135号については総合企画局に対し、議第116号については消防局に対しそれぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第109号新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例の廃止については、理事者から、同基金は新型コロナウイルス感染症に係る対策に関する事業の実施に必要な資金を積み立てるために設置し、

様々な支援金等の財源として活用してきたが、本年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に改められるとともに、同年10月末に基金の全額を取り崩したことから、これを廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第116号消防関係手数料条例の一部改正については、理事者から、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく完成検査に係る手数料のうち、低廉な額を適用する施設として、高圧ガス保安法において新たに創設された認定高度保安実施者が完成検査を行った施設を追加する必要があるため、同条例の規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、認定高度保安実施者の認定を受けるメリット、本市において認定高度保安実施者の認定を受ける事業所の見込み、認定高度保安実施者として事業所自身が自立的な完成検査を行った場合の行政機関による立入検査の権限への影響などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第134号当せん金付証券の発売金額については、理事者から、令和6年度に発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売金額を定めようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第135号関西広域連合規約の変更に関する協議については、理事者から、奈良県が部分参加から全部参加に変更となること及び外客来訪促進計画に関する事務の規定整備に伴い、関西広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、奈良県が部分参加から全部参加に変更する理由、外客来訪促進計画の策定主体の変更に伴う本市への影響について質疑がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第116号については反対し、そのほかの議案については、いずれも原案のとおり賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第116号については多数をもって、残余の議案3件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第116号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案3件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程第5、議第111号及び議第132号京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、西野さち子議員。

〔西野環境福祉委員長登壇（拍手）〕

環境福祉委員長（西野さち子） 本委員会に付託されました議第111号京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ほか1件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月30日の本会議において付託を受け、12月5日に保健福祉局に対し質疑を行った次第であります。

まず、議第111号国民健康保険条例の一部改正については、理事者から、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、出産予定又は出産した被保険者の所得割額及び被保険者均等割額の減額制度を創設しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、減額制度に係る予算規模、単胎妊娠の場合も多胎と同様の減額期間を適用する考え、既に出産し減額対象となっている方への周知方法などについて質疑や御

意見がありました。

次に、議第132号訴えの提起については、理事者から、相手方に対し、法律上の原因なく利得した療養給付費等相当額の金員の支払を請求したところ、返還に応じようとしないうえ、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が、相手方に支払督促を行ったところ、これに対して、相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされることとなったため、訴訟の継続、または裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、相手方の国民健康保険料の納入状況、医療機関における資格確認の状況、資格喪失を届け出なかった理由及び療養給付費返還金が発生した後の対応状況、相手方が新たに加入した社会保険と保険者間調整を行う考え、連絡がつかない滞納者に対し訪問調査の実施等丁寧に対応する必要性、マイナ保険証における資格切替時の情報更新のタイミング、マイナ保険証の活用により今回のような事案を防ぐことができるとの考えなどについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、共産党、公明党の各議員団は、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） これより表決を採ります。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第6、議第110号、議第118号ないし議第125号、議第133号及び議第148号京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ほか10件、以上11件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、江村理紗議員。

〔江村文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（江村理紗）** 本委員会に付託されました議第110号京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ほか10件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月30日の本会議において付託を受け、12月5日に、議第110号については文化市民局に対し、議第120号から125号及び133号の7件については子ども若者はぐくみ局に対し、議第118号、119号及び148号の3件については教育委員会に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第110号証明等手数料条例の一部改正については、理事者から、戸籍法の一部改正に伴い、新たに戸籍関係の証明書等を交付することが可能となったため、当該事務に係る手数料の徴収に関し、必要な規定を定めようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第118号及び119号市立呉竹総合支援学校施設新築工事請負契約の変更ほか1件、以上2件については、理事者から、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不適当となったため、請負人からの請求により、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等に基づき積算した額に変更する必要性が生じたこと、西校舎棟の建設発生土の現場確認段階において、土壌がリサイクル処理に適さないことを理由に、当初指定していた処分事業者から受入れを辞退したい旨の申出があったことから、処分事業者を変更することとなり、建設発生土の処分費用が増額したこと、アスベスト関連法令の改正により改めて詳細調査を行ったところ、着工前の調査結果に比べ広範囲からアスベストが検出され、当初の想定を超える除去作業が必要となり費用が増額したこと、及びこれに伴うアスベスト除去作業に期間を要するため工期を延長する必要性が生じたことから、それぞれ請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、建設発生土の処分地変更及びアスベスト除去による契約変更の必要性に対する認識、工事中も教育活動が継続されることを踏まえ教職員や児童生徒への影響を最小限にする必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第120号から125号指定管理者の指定、以上6件については、理事者から、北白川児童館ほか5施設について、指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、児童館が子育て支援の重要な施設であることを踏まえこどもまんなか社会の実現を意識した選定を行う必要性、応募団体の経営状況やサービスの質を評価する方法、児童館で働く職員が安心して地域や児童に関わり続けることができるよう非公募で選定すべきとの指摘、公契約条例に賃金条項を規定し職員の処遇に対して行政が責任を持つことでサービス向上につながるべきとの指摘、子育て世代を呼び込むために児童館のサービス向上に努める必要性、指定管理施設が地域に根付き地域で重要な役割を果たせるよう取り組む必要性、こどもまんなか社会の実現に向けて中核施設となる児童館や学童クラブの在り方を変えていく必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第133号訴えの提起については、理事者から、相手方に対し、法律上の原因なく受給した児童扶養手当相当額の金員の支払を請求したところ、返還に応じようとしないうえ、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して、相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたため、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、内縁関係にある人物が同一住所で別世帯である場合の受給資格の確認方法、返還請求を未然に防ぐため現況届の提出時に丁寧に対応する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第148号市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、理事者から、地方自治法の一部改正の趣旨等を踏まえ、本市の他の会計年度任用職員の改定に準じて、新たに勤勉手当を支給できるよう措置を講じようとするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、立憲民主党の各議員団は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第110号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことであります。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のおり、議第110号については多数をもって、残余の議案10件については全会一致をもって、いずれも原案のおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第110号を表決に付します。本案は、委員長報告のおり、原案のおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のおり可決されました。

次に、議第124号を表決に付します。本案は、委員長報告のおり、原案のおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のおり可決されました。

次に、残余の議案9件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のおり、原案のおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のおり可決されました。

~~~~~  
議長（西村義直） 日程第7、議第112号ないし議第115号、議第117号及び議第126号ないし議第129号京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか8件、以上9件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、松田けい子議員。

〔松田まちづくり委員長登壇（拍手）〕

まちづくり委員長（松田けい子） 本委員会に付託されました議第112号京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか8件につきまして、審査の過程に

において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、11月30日の本会議において付託を受け、12月6日に、議第112号、113号、117号、126号及び127号の5件については都市計画局に対し、議第114号、115号、128号及び129号の4件については建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

まず、議第112号地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正については、理事者から、京都市都市計画審議会の議を経て変更した姉小路界わい地区、祇園四条地区、西院イノベーション促進地区及び洛西ニュータウン・タウンセンター地区の各地区計画のうち、建築基準法に基づく建築確認及び検査等の対象とするものを条例に規定することで、地区計画をより実効性のあるものにしようとするものであるとの説明がありました。これに対し、姉小路界わい地区地区計画の変更内容に対する評価、西院イノベーション促進地区での取組が本市全体の活性化や成長戦略の促進につながるよう支援する必要性、今後学校や病院施設の新設が必要となる場面も考えられる中で西院イノベーション促進地区において用途制限を強化することについての認識、西院イノベーション促進地区における壁面の位置の制限の変更が名倉公園に与える影響、洛西ニュータウン・タウンセンター地区に新たに建築することができる共同住宅のイメージを地域住民に分かりやすく示す必要性、分譲住宅の建設に当たり公営住宅の空き家率の推移など洛西ニュータウン全体の状況を総合的に勘案し慎重に検討すべきとの指摘、洛西ニュータウンにおいて住む場所の提供を進めるとともに利便性の高い暮らしやすいまちづくりを追求する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第113号空き家等の活用、適正管理等に関する条例の一部改正については、理事者から、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、指導及び勧告の対象となる空き家等の範囲が拡大されたことに伴い、管理不全空家等を定義し指導及び勧告ができるようにするほか、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、法改正の概要及び法改正以前から本市が先行実施してきた指導の内容、条例改正による本市の空き家対策への影響や効果、管理不全空家等の詳細な判定基準の策定に向けた検討状況、固定資産税の住宅用地特例のこれまでの解除件数及び勧告対象の拡大による解除件数の増加見込み、空き家の所有者に寄り添った支援を行うとともに危険な状態にある場合は迅速に対応できるよう取組を強化する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第114号ラクト健康・文化館条例の廃止については、理事者から、ラクト健康・文化館については、民間事業者の知恵やノウハウをより一層いかしながら、社会経済情勢の変化や幅広い市民ニーズに的確に対応していくことが重要であり、民設民営の施設として、立地条件や機能等を最大限に活用しながら運営を継続していくことが望ましいと判断したため、本市の施設としては廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、民設民営の運営が望ましいとの判断に至った経過や考え方、本市では負担できない多額の施設改修費について民間事業者であれば効率的な運営により対応が可能であるとしていることへの疑問、施設の再開に向けた契約候補事業者との協議状況、事業者が撤退する場合の理由に妥当性が認められれば買戻し特約は機能せず施設運営の継続性は担保されないとの指摘、提供するサービスに見合った適切な料金を設定し施設を継続的に運営することで地域経済を循環させてにぎわいの創出につなげる必要性、安全で良質なサービスを提供することが本市の責任であることから直営で存続すべきとの指摘、安心して利用でき喜ばれる施設となるよう行政として役割を果たす決意などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第115号京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程等の廃止については、理事者から、竹田地区、二条駅地区の土地区画整理事業及び山科駅前地区第一種市街地再開発事業について、事業が完了したため、各施行規程を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第117号壬生東市営住宅新1号棟（仮称）新築工事請負契約の締結については、理事者から、壬生東市営住宅の仮称新1号棟の新築工事について、請負契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、整備後に生じる土地の具体的な活用方針、更新棟の住戸配置や整備後に生じる土地に係る地域住民のニーズを聴いたうえで団地再生計画を策定すべきとの指摘、改良住宅の整備により生じた土地に公営住宅を建設すべきとの指摘、建替えによる家賃の上昇を踏まえ独自減免を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第126号及び127号指定管理者の指定、以上2件については、理事者から、京都市向島市営住宅ほか2施設について、指定管理者を指定しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、まず、

向島市営住宅及び際目市営住宅に関しては、これまでの住宅供給公社による運営と指定管理後の運営の変更点、安定した運営や提案のあった様々な自主事業を予定価格よりも安価な収支計画の下で実現させる可能性に対する認識、民間ノウハウの活用により市営住宅の枠組みを超えた向島地域全体の活性化につなげる必要性、業務の再委託に当たっては個人情報管理に係る安全性の担保を図る必要性、管理者の変更について住民へ丁寧に説明する必要性、福祉施策である市営住宅に指定管理者制度を導入することへの疑問、市営住宅への指定管理者制度の導入によりこれまで以上のサービス水準が実現できるよう取り組む必要性などについて質疑や御意見があったほか、京都市交流促進・まちづくりプラザに関しては、前指定期間における事業者の運営への評価及び今後への期待、施設整備に当たっての地域要望の反映状況、現在の利用料金に対する利用者や事業者からの評価、他の地域へ類似施設を展開する考え、指定管理者の撤退により施設が休止する事態が生じないよう指定管理者としっかり連携する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第128号市道路線の認定及び議第129号市道路線の廃止、以上2件については、理事者から、都市計画法による開発行為に伴い建設された道路など合計4路線を認定し、また、現に道路の機能が失われ、かつ、隣接土地所有者から廃止の申請があった合計4路線の全部又は一部を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、立憲民主党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属2名の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第114号、117号及び126号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第114号、117号及び126号については多数をもって、残余の議案6件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

議長（西村義直） これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。西野さち子議員。

〔西野さち子議員登壇（拍手）〕

西野さち子議員 日本共産党京都市会議員団は、提案されています議第126号指定管理者の指定、京都市向島市営住宅及び京都市際目市営住宅について反対の立場を表明していますので、日本共産党京都市会議員団を代表して、その理由を述べ討論をします。

日本共産党京都市会議員団は、そもそも、公の施設への指定管理者制度の導入については反対の立場です。なぜなら、指定管理者制度は多くの問題があるからです。

一つは、京都市がやるべき公の責任を放棄し、公の施設を民間のもうけの対象にすることの問題です。かつて、2003年に地方自治法が改正され、全国各地で様々な公の施設に指定管理者制度が導入されました。そこで何が起こったのかです。指定管理者制度はおおむね4年から5年の指定期間になっており、その期間が終われば再公募をすることになります。引き続き同じ事業者が指定されればその事業者は事業を継続できますが、他の事業者に指定が変更されれば、これまでの事業者の仕事はなくなります。そこで働いていた労働者は仕事を失うことになります。

二つ目には、指定管理者制度は、不安定雇用とワーキングプアを生むという問題があるからです。指定管理者制度はこれまでのコストをカットし、経費削減をすることが大きな目的ですから、当然これまでの経費以下に委託料を下げる必要があります。また、公の場合は収益を出す必要はありませんが、民間事業者はもうけが必要になります。そのうえ株式会社は株主に対して配当金を分配する必要があります。そして、そのしわ寄せは人件費にいくことになります。その結果、ワーキングプアを生むことになります。以上のことから、我が党は反対をしてきました。

また、市営住宅への指定管理者制度の導入については、これまでから京都市においても検討がされてきました。しかし、導入は見送られてきたのです。これまでの議会の議論を見ても、共産党議員の質問に対し理事者は、指定管理者制度自身は大変私どもの評価としては不安定な制度だということと、この本来公がやるべきところを民間に委託していった場合、大変デリケートな情報を管理するところでもありますから、

そういう個人情報などをどう管理するのかという点を考えれば、なおさら指定管理者制度などについてはなじまないというふうに思っているところ、また、市営住宅については、家賃決定の際の入居者の方の収入の把握など高度な個人情報を扱う、そのような観点から、指定管理者制度ではない管理代行者制度を導入させていただいておりますなどと答弁されています。つまり、京都市は市営住宅に指定管理者制度はなじまないという立場を採ってきました。これまでの京都市の判断が大きく変わったのはなぜなのかの説明がないことは重大な問題です。また、今回提案の東急コミュニティーについては、事業計画を見ても、事業内容を見ても、具体的なものがなく、住民にとっては不安でしかありません。例えば、住民対応についてマニュアルに基づき実施するとされていますが、現在この事業者が運営管理する府営住宅では、問題が起こっても前向きな解決がされていない現状があります。かつて市営住宅に入居していたときに問題を起こした住民に対して、京都市職員と住宅供給公社の職員が、丁寧に粘り強く対応し解決に向けて努力をされてきました。府営住宅でも同じ問題が今起きていますが、東急コミュニティーの職員は相談した住民に対し、住民同士でけんかして追い出せという乱暴な対応をしています。府営住宅におけるこの事業者の住民対応の問題はほかにもありますから、このような対応をマニュアル化されれば、問題解決にはつながらないどころか逆に住民との信頼関係が損なわれます。さらに、事業者による業務の再委託について、京都市の手が届かない委託先企業の制度にのっとるとされていることは、住民の安全・安心の担保ができないことにつながるおそれがあり重大です。そして、具体的なことが分からないままに議決することを求めること自体に無理があります。市営住宅は住まいのセーフティネットとしての大きな役割がありますから、指定管理者制度にはなじまないのです。京都市として住民の福祉に貢献するという重要な役割を果たすことが求められているのです。また、この事業者は指定管理料を京都市が設定した予定価格より約3,000万円低い金額で提案しています。この予定価格は公社が現在運営しているベースで算定したとの答弁がありましたが、現状でも市営住宅のドアのペンキがぼろぼろであっても、予算がないとして塗り替えがされない現状があります。そのうえ更に委託料が減額されれば、住環境の改善が放置されかねません。これでは公の責任は果たせません。

以上の点から、議第126号の向島市営住宅及び際目市営住宅への指定管理者制度の導入、株式会社東急コミュニティーの選定については認めることができないことを申し上げて、私の反対討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） 次に、平井良人議員に発言を許します。平井議員。

〔平井良人議員登壇（拍手）〕

平井良人議員 日本共産党市会議員団は、京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の態度を表明していますので、私はその理由を述べて討論を行います。

まず、姉小路界わいや祇園四条です。この二つの地区計画は、住民や事業者の発意で規制が強化されており、地域の実情や課題をそこに住む人やそこで働く人が問題意識を持ち、協議会などの集団を作り、議論を通して形にしていくことは非常に重要であると考えます。姉小路界わいでは、住民の熱心な取組を受けて町家保全や建築物の用途規制が行われ、特にマンション建設を最小限に抑えてきました。今回の地区計画の変更では、更にA地区において、日用品の販売を主たる目的とする店舗で午後10時から翌日午前7時までの間において営業を行うものと、いわゆるコンビニ営業の進出を抑える新たな提案がされています。このように住民の皆さんが主体となるまちづくりを進めるための地区計画の提案であり、賛成いたします。

しかし、西院イノベーション促進地区と洛西ニュータウン・タウンセンター地区計画については、問題があります。西院イノベーション促進地区では、元々の地区計画の範囲を広げ、一企業における高さや容積率、建物の用途の制限などの設定変更が示されていて、元々この区域は工場などが多い地域でありましたが、地域全体がほぼ一企業だけの地区計画となります。準工業地域における規制強化により、住宅、学校、病院、老人ホーム、公衆浴場等が建てられなくなり、このことは居住空間を狭めることにつながります。企業の活動計画そのものを引き続き注視したいと思います。洛西ニュータウン・タウンセンターにおける今回の地区計画の変更は、既に都市計画審議会でも、容積率、建蔽率、高度、用途地域などが決定されていますが、規制緩和の一連の流れでマンション建設を可能にするものであり、市長の言われる都市の成長戦略の下で、高さ規制をなくし31メートル以上のマンションを含む複合施設を可能にしています。際限のない高さの規制緩和はやめるべきです。しかも、敷地内にあるURや周辺市営住宅に空き室があるにもかかわらず、そこへの入

居も根本的に促していません。京都市は、2018年の空き家率は5パーセントであり、新たな方が入ってくる器が少ない。若者にニーズのある分譲マンションをタウンセンターでも建設できるとの旨の答弁をされましたが、空き家率について、コロナ前の調査であることや若者のニーズが分譲マンションだけなのかという点、分譲マンションの場合、売買価格が大きく跳ね上がることなどは全く想定されておらず、一気に進めず、まずはニーズを把握する必要があります。総じて、洛西ニュータウンの活性化の鍵は住宅を単純に増やすこと、受け皿を大きくすることではなく、住んでいる人の要望に沿って、日常生活の根底にある公共交通や医療などの福祉施設、日用品購買施設の充実であり、この根本問題の解決を主眼にプロジェクトを進めるべきです。

最後に、まちづくりは、事業者が主導で開発中心に行うものではありません。その地域で住んでいる方や働いている方が生活する中での発意や総意が大切にされる地区計画が肝要です。京都市は地域の主体的な意見を尊重し、住民に寄り添うことが必要です。

このことを求めて討論を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第114号、議第117号及び議第126号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案6件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第8、議第150号令和5年度京都市一般会計補正予算を議題といたします。

議案の説明を求めます。門川市長。

〔門川市長登壇〕

**市長（門川大作）** 本議会に追加提案いたしております議第150号令和5年度京都市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

この度の補正予算は、過日、国において成立しました補正予算におけるデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円の給付を行う経費として、全額国庫支出金を財源に計191億1,900万円を緊急に補正しようとするものであります。住民税非課税世帯に対しましては、京都市くらし応援給付金として、本年7月から1世帯当たり3万円をプッシュ型で給付しており、今回はその追加支援として7万円を給付し、合わせて10万円の支援を行うものでございます。本事業の実施に当たりましては、12月1日時点で対象となる住民税非課税世帯に対し、プッシュ型で順次支給してまいります。これまでの様々な給付事業などと同様に、この度の追加補正予算につきましても迅速な給付に向け審議日程に御配慮いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

なお、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく市民・事業者の皆様への更なる支援につきまして、12月特別市会での御審議に向け、現在、鋭意、検討を進めているところであります。

議案の大要は以上のとおりでございます。御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。本案は、委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第9、議第151号京都府公安委員会委員の推薦についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（西村義直）日程第10ないし日程第15、諮第25号人権擁護委員の推薦について、ほか5件、以上6件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本件は、説明及び委員会付託を省略のうえ、諮問のとおり可と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本件は、諮問のとおり可と認めることに決しました。

議長（西村義直）日程第16、市会議第27号京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

案の説明を求めます。市会運営委員長、寺田一博議員。

〔寺田市会運営委員長登壇（拍手）〕

市会運営委員長（寺田一博）今市会におきまして、市会議員全員の総意により、市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の制定を提案しております。市会議員全員を代表し、市会運営委員長として提案説明を申し述べさせていただきます。

提案経過についてであります。議員報酬など我々議員の身分や自らの処遇に関することについては、これまでから、市会において全会一致に向けて検討、協議を積み重ねてまいりました。この間、議員報酬については、平成13年以降削減に取り組んでおり、前任期では、令和元年度から4年度にかけて総額約3億8,000万円を削減し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ台風等に対する被災者住宅再建等支援補助への充当や市民の命と暮らしを守るための救急車両整備などに有効活用されたところであります。

そこで、今任期においても各会派間で継続的に協議を重ねた結果、引き続き議員報酬の削減を実施することで合意し、本市の財政状況と依然として厳しい市民生活を踏まえ、4年間で総額5億円を超える議員報酬を削減することとし、令和6年1月から令和9年3月まで、議員報酬の20パーセントを削減する条例の制定を提案するものです。

市長におかれては、これらの議員報酬の削減等によって生み出される財源につきまして、市会議員一人一人の思いを受け止めて、これまで同様、市民生活の維持向上のため有効に活用いただき、予算を編成する執行機関の長として、より一層の緊張感を持って市政運営に挑んでいただくことを強く要望いたします。

以上をもちまして、全市会議員の代表しての提案説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。（拍手）

議長（西村義直）これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第17及び日程第18、市会議第28号A Y A世代がん患者への支援を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第19ないし日程第21、市会議第30号政治資金規正法の厳格化に向けた議論を求める意見書の提出について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。山本陽子議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

山本陽子議員 日本共産党市会議員団は、自民党議員団、公明党議員団の提案した政治資金規正法の厳格化に向けた議論を求める意見書案に反対し、維新・京都・国民議員団の提案した企業・団体献金全面禁止に向けて政治資金規正法の改正を求める意見書案及び日本共産党議員団の提案したパーティー券購入を含めた企業・団体献金全面禁止を求める意見書案について、賛成の態度を表明していますので、議員団を代表し討論します。

自民党派閥の政治資金パーティー券収入の収支報告書未記載や、国会議員のパーティー券販売ノルマを超える部分がキックバックとして裏金づくりに充てられた疑惑が大問題となっています。次から次へと事実が発覚し、政権中枢の現職官房長官にも疑惑が及ぶなど、リクルート事件級の広がりになるとも言われ、国民の政治への不信が最高潮に達しようとしています。現行の政治資金規正法は、政治家個人への献金が賄賂になりやすいため、企業献金を受けられる政治団体を政党と政治資金団体に限っていますが、パーティー券代は、派閥のような一般の政治団体でも企業の購入が可能となっています。また、寄付であれば5万円以上で収支報告書に記載すべきところ、パーティー券収入は20万円を超えた場合に、購入者の記載を義務付けるに過ぎず、自民党派閥のパーティー券収入の約8割が誰が、幾ら購入したのか分からない闇となっています。パーティー券収入への規制が今こそ必要です。

自民党議員団、公明党議員団共同提案の意見書案は、本件について単なる報告義務不履行や記載漏れとわい小化しており、国民から厳しい目を向けられているのを理解しない態度です。今や政治資金パーティー収入は、組織的関与で政治献金同様に集められ、法の抜け穴により裏金づくりが行われてきたことが大問題になっているのです。きっぱりと企業団体献金の全面禁止を言えないのは、市民感覚と懸け離れていると言わざるを得ません。自ら先頭に立ち襟を正す態度を示されるべきではないのかと申し上げたい。

また、維新・京都・国民議員団の提案した意見書案は、全面的な企業団体献金の禁止は求めているので賛成いたします。しかし、現在、形式的には献金には当たらないパーティー券収入への規制の内容が一言も含まれていません。大阪・関西万博に関与している大和ハウス工業は、大阪府の吉村知事の政治資金パーティー券を購入していますが、このような政治資金パーティーへの規制が今回の問題の最大の主眼であることから、そこが抜けていては大変不十分であることを指摘しておきます。

そもそも民主権の根本原則に照らせば、営利企業に政治献金を許していること自体が政治をゆがめかねない重大な問題です。物価高騰が続き国民の暮らしが大変な中で、大企業から企業献金を受けて大企業言いなりの政治が続いた結果、どうなっているのでしょうか。社会保障の削減で、昨年からの後期高齢者医療費の2割負担に続いて、介護保険の2割負担の拡大の改悪が進められようとしています。また、コストカット型経済では低賃金の非正規労働者を拡大させています。日本経済や国民の暮らしがどんどん悪くなっているのは、企業献金で結び付いた大企業の利益優先で国民を軽視し、政治がゆがめられた結果なのではないのでしょうか。金権腐敗政治の様相を呈してきた今回の疑惑拡大。大企業と金で結び付く政治を大本から変えるときです。国民の政治不信回復への道は、徹底的な事実の解明と企業・団体によるパーティー券購入も含めた全ての企業・団体献金を禁止することです。金権腐敗政治を生む土壌を一掃させる覚悟があるのか京都市会にも問われています。

以上、同僚議員の皆様の賛同を求めて討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第32号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第31号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市会議第30号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第22、市会議第33号汚染水（アルプス処理水）の海洋放出の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直）少数であります。よって本案は、否決されました。

議長（西村義直）日程第23、市会議第34号北陸新幹線京都地下延伸計画の中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。加藤あい議員。

〔加藤あい議員登壇（拍手）〕

加藤あい議員 日本共産党市会議員団は、北陸新幹線京都地下延伸計画の中止を求める意見書を提案していますので、賛成討論を行います。

本市は、国家予算要望で北陸新幹線の敦賀以西ルートを整備は重要な国家プロジェクトであるとし、円滑な整備の推進が必要としています。市と府での共同の要望とされていますから、すなわち、京都市は府市協調で北陸新幹線京都延伸の現行計画を推進しています。私たち京都市会に問われているのは、市長のそのような姿勢に対する判断であります。先の統一地方選挙では、この問題について新聞社による京都市議員候補者アンケートが行われました。その結果、議員67人のうち現行計画が適切とされた方はわずか14人であり、2割に過ぎません。京都市長・首長と同一の立場ではないとの意思表示が示されており、それを正に示すことが住民への責任ではありませんか。現行計画は到底容認できるものではありません。

問題点の第一は、ばく大な費用負担と採算性の問題です。総事業費はコロナ禍前に2兆1,000億円とされてきました。しかし、現在は4兆円とも言われています。京都府・京都市の負担は全延長の約45パーセントですから、2兆円の時点で2,200億円。京都市負担は約1,000億円にも及ぶと思われれます。総事業費が倍になれば、それも更に大きく膨らむことになります。費用対便益は2016年11月に国土交通省が示したもので1.1でした。不採算ラインの1をぎりぎりクリアしましたが、既に7年以上前の試算であって、費用に対して便益が上回るのか極めて不透明です。これこそ将来世代にツケを押し付けることになるではありませんか。

第二の問題は、そもそも事業目的が達成できるのか不確かであるということです。本事業の目的は、経済の発展と合わせて東海・東南海・南海地震により影響を受けることが想定されている東海道新幹線への代替機能を担うこととされています。しかし、南海トラフ地震が発生すれば、接続先の新大阪駅付近が津波の被害に襲われるということが、大阪府の地震被害想定において明らかにされています。津波が遡ってくるような状況で代替路線の役割を果たせるのでしょうか。また、新幹線は線路が必ず必要ですから脱線の危険と常に隣り合わせです。地上においても中越地震の際には上越新幹線で脱線事故が発生しました。本事業の大深度工事で40メートルより奥深く地下にある線路において脱線が起きた場合、どうやって乗客を避難させるのでしょうか。花折断層が震源の地震では地盤断面が2.4メートルずれると想定されている中で、どうして安全を確保することができるのでしょうか。大地震の際の代替路線どころか、地震の際の避難対策すら見通せないではありませんか。

問題点の第三は、環境破壊です。現行計画の8割はトンネル区間であり、少なく見積もっても880万立方メートルの残土が発生しますが、その処分方法は未定です。地下へ巨大なトンネルを掘り進めることは、京都の文化と暮らし、産業の土台である地下水に大きな影響を及ぼすことになります。気候危機に立ち向かうことが真に求められている今、自然に手を加え、大きな環境負荷を掛けることが真つ当な政策判断であるとは思えません。国は今年度、環境アセスが進まないからと12億3,500万円もの国費を投じて先行的事業執行を進めており、驚くべきことに、環境影響評価法に基づく環境アセスの本調査も終えないまま、そして準備書を示すこともないまま、また、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の都道府県知事意見聴取も国土交通大臣

による認可もないまま、市内各地で認可後のポーリング調査など詳細調査を始めました。市当局は、認可前の調査はかつて例がなく、法律に定めのない調査だと認めたにもかかわらず、脱法的行為をそのまま認めています。東京資本の仕事のためのアリバイづくりのような予算執行を認める姿勢は重大であり、これこそ、国言いなりの大型公共事業の矛盾の典型ではありませんか。

先般、北陸新幹線建設促進大会が関西広域連合、関西経済連合会、京都府、大阪府の主催の下、沿線の知事や国会議員などの参加で開かれました。報道によると、万博のレガシーを日本全国につなげていくためにも、早期全線開業が必要不可欠と早期開業を求める声が相次いだとのことでありました。万博・カジノ・北陸新幹線延伸と大型公共事業を推進し、市民サービスは削減で暮らしを押しつぶす、これこそ、国民の身を削る古い政治であります。転換こそ必要であることを申し述べて討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（西村義直） これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（西村義直） 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第24、市会議第35号大企業の内部留保を活用し抜本的な賃上げ対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第25、市会議第36号日本トータルテレマーケティング株式会社による新型コロナウイルスワクチン接種業務の不正請求に関する全容説明と厳正な対応を求める決議についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第26ないし日程第28、市会議第37号子ども医療費支給制度の更なる拡充を求める決議について、ほか2件、以上3件を一括議題といたします。

市会議第38号の案の説明を求めます。北尾ゆか議員。

〔北尾ゆか議員登壇（拍手）〕

**北尾ゆか議員** 維新・京都・国民市会議員団は、子ども医療費支給制度の18歳まで完全無償化を求める決議案を提案しておりますので、私は会派を代表し提案説明をいたします。

現在、京都市の子ども医療費支給制度においては、本年9月より、2歳から小学校卒業まで1医療機関当たりの自己負担額が月200円まで拡充されました。しかし、中学生以降は引き続き1,500円までの自己負担が継続されております。これは、2024年1月以降には、京都府内の自治体で京都市のみになります。京都市以外の府内自治体では、京都府の制度に独自の上乗せを行って中学校卒業まではほとんど無料の制度になっています。私自身、二人の子供を育てています。子育てをしていると、子供は幾度となく感染症などを発症したり、子供の体調に少し異変があるだけで保育所等から受診を勧められたりと、医療機関を頻繁に利用します。子ども医療費無償化で子供を育てる環境が整っている自治体があることを知り、京都市から移住しようかと迷っている声を子育て世帯の方々からお聞きしております。経済的に心配なく医療機関を受診できることは、子供の健やかな成長を保障し、保護者にも大きな安心をもたらします。

我が会派といたしましては、安心して子供を産み育てる環境を京都市に実現するとともに、京都市から周辺自治体に子育て世帯が流出している要因の一つは、この子ども医療費支給制度にあると考えます。周辺他

都市に負けない施策水準が必要です。市政を改革し次世代への投資をする、このことが今の京都市には欠かせません。子ども医療費支給制度も18歳まで完全無償化について、国、京都府と連携し、京都市独自に上乘せすることも検討しつつ、一刻も早く、更なる拡充を求めることを提案いたします。ぜひ皆様の御賛同をお願いいたします。

以上で提案説明を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** お諮りいたします。市会議第37号及び市会議第39号の説明並びにこれら3件の委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。やまね智史議員。

〔やまね智史議員登壇（拍手）〕

**やまね智史議員** 日本共産党京都市議員団は、我が党提案の子ども医療費支給制度の18歳までの拡充を求める決議案、維新・京都・国民議員団提案の子どもの医療費支給制度の18歳まで完全無償化を求める決議案、自民・公明・立憲・民主・無所属議員1名による提案の子ども医療費支給制度の更なる拡充を求める決議案に、いずれも賛成の態度を表明しておりますので、以下、その理由を述べ討論とします。

維新・京都・国民議員団提案で子どもの医療費を18歳まで無償化を求めていること、また、自民・公明・立憲・民主・無所属議員1名による提案で国の責任について述べていることは当然求められることであり、我々も賛成します。同時に、今問われているのは、子供の命を守り健やかな成長を保障するために、京都市独自でも医療費の軽減に責任を果たすべきであるということです。京都市でもようやく本年9月から、1医療機関当たりの自己負担上限額月200円が小学校卒業まで拡充されました。しかし、中学生は引き続き1,500円まで自己負担が求められます。1月からは舞鶴市でも中学校まで通院も月額上限が200円となります。そうなればよいよ京都市が子どもの医療費助成で京都府内ワースト1となるのです。京都市以外の府内自治体では、京都府の制度に独自の上乗せを行い、中学校卒業までほぼ無料となっている自治体が数多くあります。入院・通院ともに18歳までは14自治体、5割以上の自治体で実現、入院を18歳までとするのは18自治体、約7割の自治体に達しており、月200円の負担もない無償化も8自治体、入院では9自治体で実現しています。京都市で中学生の子供を育てておられる方は、京都市もやっと小学生まで200円になったが、他市に比べて後れているのは変わらない。償還・払戻しの請求は、時間的な余裕がないとしづらく、市独自の上乗せも増やし無償化を目指してほしいと要望されています。

京都市の算定では、市独自で制度を拡充する場合、中学生までの拡充に年2億円、18歳までなら年7.9億円であることが分かっています。仮に18歳まで対象とする場合でも、市の年間予算・一般会計予算の0.1パーセントにも満たない額であり、結局はお金の使い方の優先順位の問題です。何百億円も掛かる大型公共事業をこれからも推進する一方で、子どもの医療費支給制度は拡充できないというのは、市民の皆さんに説明がつかいません。北陸新幹線の京都地下延伸など時代遅れの巨大開発でなく、医療費を軽減することこそ自治体の仕事です。引き続き18歳までの制度拡充について、京都市自身の姿勢が問われていることを指摘し、討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第39号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第38号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** この場合、起立者を事務局に確認いたさせますので、起立者は起立のまましばらくお待ちください。

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において裁決いたします。

本案は、否決すべきものと決します。よって、本案は、否決されました。

次に、市会議第37号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第29及び日程第30、市会議第40号実施方式を含む全員制中学校給食のより丁寧な検討を求める決議について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。えもとかよこ議員。

〔えもとかよこ議員登壇（拍手）〕

えもとかよこ議員 日本共産党京都市会議員団は、我が党提案の学校調理による全員制中学校給食を求める決議案及び、維新・京都・国民市会議団提案の実施方式を含む全員制中学校給食のより丁寧な検討を求める決議案について賛成の立場を示しておりますので、私は日本共産党京都市会議員団を代表し、その理由を述べ討論します。

現在、京都市は全員制中学校給食実施に向けて動いております。塔南高校跡地に給食センターを建てて、2万6,000食の給食を作り、63校に配送する計画を進めていますが、市民からは、まるで給食工場のような声が上がっています。この規模は、全国どこの自治体もやっていません。なぜやらないのか、リスクが大きすぎるからです。令和2年、埼玉県八潮市では、民間給食センターで調理された給食で児童・生徒、職員3,453名が下痢や腹痛等を発症する集団食中毒が発生しました。海藻を戻す際に熱処理せず水で戻したことが原因です。食中毒の発生後、全校で4か月にわたって給食の提供が中止されました。食中毒のリスクが高まるため、学校給食衛生管理基準では調理後2時間以内の喫食に努めることとなっておりますが、京都市は63校、2時間喫食可能としています。しかし、配送車は全てのおかずがそろそろまで出発できません。観光シーズンは平日でも道路は渋滞しているので、全校2時間喫食は極めて困難ではないでしょうか。また、ドライバー不足も深刻な状況の中、63校に食器や食缶を配送する車やドライバーを確保できるのか疑問です。センター給食を実施している他都市の中では、2時間喫食が守られず議会で問題になっているところもあります。この計画は、安全性、安定性にリスクがあり、子供たちの発達、教育活動を阻害するおそれがあると考えます。

建設予定地についてですが、200メートル先に小学校があり、センターから何十台もの配送車が行き交うことになれば交通事故が心配と、地元から建設見直しを求める請願が出ています。また、建設予定地は洪水浸水想定区域で想定浸水深3.5メートルであり、給食センターを建設するなら防災対策として盛り土が必要です。施設が高所だと配送車を通るスロープも急な勾配となり、積んだ食管の内容物がこぼれるおそれもあります。各地で大水害が相次ぐ中、2020年、宅建法が改正され、不動産取引時に水害ハザードマップの説明が義務化されました。教育委員会からは、浸水リスク、防災対策、それに係る経費など何の説明もありません。

アレルギー対策については、京都市内全中学生の中で食物アレルギーを持っている生徒が何人いるのか、生徒一人一人が何に対してアレルギーを持っているのか、万全の対応ができるのかなど不安の声も上がっています。市民の声に耳を傾けること、議会への説明、議論も全く足りていません。維新・京都・国民市会議員団の決議案には、実施方式に関して様々な意見に耳を傾けつつ、より丁寧な検討を継続することを求めていることから賛成します。党議員団の決議案は、学校調理による全員制中学校給食の実施を求めています。

給食は単に栄養を取るだけでなく、給食を通して味覚を育て、食への理解や関心を広げる大切な教育です。子供たちの身近で生産された食材を使った給食は、農業や地域を学ぶ機会になります。その中で、食育、献立作成、物資の確認、アレルギー対策、調理、提供、子供が食べ終わるまでの衛生管理が職務である栄養教諭が各学校に配置されることは重要です。栄養教諭が子供と顔を合わせるからこそ、肥満や摂食障害など子供の食の問題にも向き合えます。給食調理員との交流も大切な食育です。全校に給食施設がある京都市の小学生はこの環境の中で育っています。中学生にもこの環境を保障すべきです。学校調理だから実現できるのではないのでしょうか。

また、災害時においては、ライフライン、道路が寸断され、食料等の配送が迅速にできないことが十分に

予想されます。避難所で一番必要とされる菓が整腸剤なのは、冷たいパンやおにぎりなどの食事が続く現状があるからです。避難所となる中学校に給食施設があれば、被災者は早期に温かいものを口にすることができます。これは生きる力につながります。

子供たちの健康と豊かな食育、地域住民の避難所における適切な食事の確保のためにも、実施方式については丁寧な議論を継続し、大規模給食センターではなく学校調理による全員制中学校給食の実施を求めて賛成討論いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第41号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第40号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** この場合、起立者を事務局に確認いたさせますので、起立者は起立のまましばらくお待ちください。

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において裁決いたします。

本案は、否決すべきものと決します。よって、本案は、否決されました。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第127条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

これより表決を採ります。ただ今、お手元に配付してあります文書のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直） 御異議なしと認め、派遣することに決定いたしました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 以上をもって今11月市会の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

〔午前11時58分散会〕

~~~~~

議 長 西 村 義 直
署名議員 久保田 正 紀
同 西 山 信 昌